

水質保全対策事業（一般型）（継続）

1. 趣 旨

- (1) 近年の環境意識の高まりに伴い、湖沼及び河川等の公共用水域や農村地域においては、混住化の進展等による家庭雑排水等の排水量の増加及び農地や水路等が有する自然浄化機能を越える汚濁負荷により、水質汚濁が問題となっている。
- (2) 農村地域及び公共用水域の汚濁の原因は各種の要因が重なっていることから、必ずしも原因者を特定できないものの、農村地域の環境保全及び農業用水としての利用にあっては、農業用排水路及び貯水池等の施設管理者として適切に対応することが必要である。
- (3) このため、農村地域の環境保全及び農業利水に適切に対処するとともに、農業用排水路等から公共用水域へ排出される水質浄化を図り水資源の総合的な保全に資することを目的とした水質保全対策事業（一般型）を実施する。
- (4) また、湖沼法による指定湖沼の流域においては、特に水質保全に関する施策を総合的に講ずる必要があるため、水質保全を推進する体制整備のための事業を追加し、地域による水質保全活動を強化する。

2. 事業内容

- (1) 農業用排水路等の水質浄化を図るため、地域の実情に応じて以下の施設整備を行う。
ホテイアオイ、ヨシ等の水生生物及び休耕田等の有する自然浄化機能を利用した浄化施設整備
浄化水路、曝気施設等の浄化施設整備
農業水利施設に係る周辺環境施設整備
汚泥処理等のための維持管理施設整備
- (2) 湖沼法による指定湖沼の流域においては、以下の支援事業を実施できる。
水質保全に係る管理運営体制確立
施設の最適運用を行うための試験運用、流出入負荷実態の把握及び検証

3. 事業実施主体 都道府県

4. 補助率 50%

5. 沿 革

平成6年度 農村地域水質保全対策事業として創設
平成7年度 水質保全対策事業（一般型）に名称変更
平成9年度 拡充（支援事業の追加）

6. 平成19年度概算決定額（平成18年度予算額）

90,000(229,700)千円

【担当課：農村振興局整備部水利整備課農業用水対策室】